



〒4600008
名古屋市中区栄2-1-10
伏見フジビル8階

愛労発基0614第6号の2
令和6年6月14日

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会

代表者 殿

愛知労働局長



個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

事業者が作業を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の者の安全衛生対策については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第22条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定について、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするための改正が行われたところで（令和5年4月1日施行）。

この度、個人事業者等は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健康に就業するために、個人事業者等及び注文者等によるそれぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すことを目的に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が別添のとおり策定されました。

つきましては、貴団体におかれましても、個人事業者等の健康管理の必要性をご理解いただき、傘下事業場、会員等に対して、当該ガイドラインについて周知いただきますとともに、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省ウェブサイト（該当ページ）



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL:052-972-0256